

## 「かごしま子育て応援企業」に登録しませんか？

登録企業 851社 (R7年11月末時点)

### 「かごしま子育て応援企業」とは？

県では、従業員の仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録し、県民の皆様に広く紹介しています。

### 登録にあたっての要件は？

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出を行っている県内事業所（支店等を含む）を登録しています。



## ～令和7年度新規登録企業の中から4社の取組をご紹介します～

### (株)建設技術コンサルタンツ (鹿児島市)

#### ○業務概要 サービス業

##### 【行動計画の主な内容】

- ①子育て休暇（年間10時間の有給休暇）を創設
- ②年次有給休暇の取得促進
  - ・有給取得奨励月間に設定



##### 【両立支援の主な取組】

- ・母性健康管理の休暇を有給休暇で措置
- ・健康診査付き添いの男性社員は最長4時間の（最大5回）有給休暇を取得可能

### GoodyGroupCompany(同)

(志布志市)

#### ○業務概要 卸売・小売業

##### 【行動計画の主な内容】

- ①女性職員の育児休業取得率を80%以上にする
- ②時間外労働の平均を各月30時間未満とする



##### 【両立支援の主な取組】

- ・施設内で勤務時間内の子ども一時預かりと学童等の送迎を受入

### (株)イシイ (南さつま市)

#### ○業務概要 養鶏業

##### 【行動計画の主な内容】

- ①育児休業取得率を女性80%以上、男性30%以上
- ②年次有給休暇取得率を50%以上



##### 【両立支援の主な取組】

- ・扶養内配偶者、第3子までの子（18歳未満）へ「家族手当」を支給
- ・生後2か月～就学前の子を保育施設に預けて勤務する社員に対し「保育手当」を支給
- ・10歳未満の子を養育する社員は「始業・終業時間の繰上げ・繰下げ」「短時間勤務」のどちらかの措置を選択し利用可能

### (株)エス・ティー・ラボ

(鹿児島市)

#### ○業務概要 情報通信業

##### 【行動計画の主な内容】

- ①育児休業からの職場復帰を支援するため、休業前の業務や復帰後の業務の進捗状況の確認を在宅勤務で可能となるよう環境整備を行う
- ②男性社員の育児休業の取得促進

##### 【両立支援の主な取組】

- ・子の看護休暇と育児のための短時間勤務を小学校修了までの子を持つ職員まで拡大

※詳しい登録申込方法やほかの登録企業の取組等については、県ホームページをご覧ください。

【問合せ・登録申込先】県庁雇用労政課労働福祉係 ☎099-286-3014 メール:roufuku@pref.kagoshima.lg.jp  
【県HP】<https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/ouenkigyou/index.html>

男性の育休、あたりまえ企業。

# イクドリ!宣言

## 企業・事業所募集

九州地方知事会と経済界は

男性の育児休業取得を推進しています！

「イクドリ!宣言」認証制度とは

男性の育児休業取得がごく自然なこととなり  
安心して子育てができる  
社会全体で子育てをする九州になることを目指し  
男性の2週間以上の育児休業取得を推進する企業を  
九州地域戦略会議が認証する制度です

「イクドリ!宣言」マークは企業PRにも活用いただけます  
男性の育休取得推進企業として  
ホームページや広告、名刺など広報活動にご活用ください



イクドリ!  
宣言

男性の育休、  
あたりまえ企業。

▲このマークが認証の目印！

男性の育休、  
あたりまえ企業。

企業が背中を押すことが、  
社会を変える力になる。  
男性の育休を後押しすることは、  
その家庭を支え、人材を守り、  
企業の未来を拓くこと。  
社会を変える企業でありたい。  
このマークは、その想いを示すあかしです。

※ イクドリ!宣言=「育(イク)児休業取り(トリ)ます宣言」の意。

お申し込みは  
かんたん  
3ステップ!

裏面をご覧ください

九州  
KYUSHU

## ✓ イクドリ!宣言企業になるメリット

### 人材確保に繋がる

男性の育児休業取得は若い世代が企業を選ぶひとつのポイントです。

### 従業員のモチベーションアップ

育児休業を取得できる安心感は、企業への信頼と働く意欲の向上にもつながります。

### 業務効率のアップ

育休を見据えた業務の見直しやマニュアル化は、組織全体の発展にも貢献します。

## お申し込みは、かんたん 3ステップ!

STEP

### 事前準備

1

企業・事業所のトップの方が  
「男性の2週間以上※の育児休業100%取得を目指す」  
と記載した台紙を手に持って撮影してください。

※ 2週間以上であれば、育児休業の取得期間は自由に設定することができます。  
(1カ月以上など)

イクドリ宣言写真用台紙ダウンロード先▶

【PCの方はこちらから】 <https://logoform.jp/form/jbBd/1320139>

3

ステップ!



STEP

2

### お申し込み



右の二次元コードより、お申し込みください。

お申し込みフォーム(LoGoフォーム)▶

【PCの方はこちらから】 <https://logoform.jp/form/jbBd/1265724>

STEP

3

### お申し込み完了

申込内容の確認後、イクドリ!宣言企業のマークと  
使用ガイドラインを送付します。



本社(本店)にて、支社(支店)分もまとめてお申し込みいただけます。  
マークは本社(本店)にまとめて送付させていただきます。

九州地域戦略会議メンバー

九州地方知事会・九州経済連合会・九州商工会議所連合会・九州経済同友会・九州経営者協会

お問い合わせ先

イクドリ!プロジェクト事務局

佐賀県 男女参画・女性の活躍推進課

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

TEL 0952-25-7062 FAX 0952-25-7338 ☎ danjo-katsuyaku@pref.saga.lg.jp

イクドリ!  
プロジェクトについて

<https://kyushuchijikai.jp/list00059.html>



# 労働者協同組合法ってなに？

労働者協同組合法は、労働者協同組合（ろうきょう）の設立や運営、管理などについて定めた法律です。我が国では、少子高齢化が進む中、介護、子育て、地域づくりなど幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。担い手も不足している中、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための新たな組織が求められています。そこで、以下の(1)(2)(3)の基本原理に従い、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業を行うことを目的とする法人「労働者協同組合」を創設することとしました。

## 基本原理

### (1) 組合員が出資すること

### (2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

### (3) 組合員が組合の行う事業に従事すること

#### (1) 資金を出し合う

組合員は出資の必要があり、組合員自らが出資することにより組合の資本形成を図ります。これにより組合員による自主的・自立的な事業経営を目指します。



#### (2) 話し合って営む

組合員は、1人1個の議決権及び選挙権があり、組合員の意見を反映して事業・経営を行います。意見反映の方法は定款に定め、また総会でその実施状況及び結果を報告しなければなりません。

#### (3) 共にはたらく

組合員は、原則として、組合の事業に従事する必要があります。ただし、育児や介護などの家庭の事情などで一時的に働くことができない場合などの例外も認められています。



## 法の目的（法第1条）

労働者協同組合法では、第1条に以下のとおり法の目的を掲げています。

この法律は、各人が生活との調和を保つつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

家事代行サービス（掃除、料理、片付け、買い物など）

## 労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブ Lavori（ラヴォリ）

組合員数：50人 出資一口の金額：1万円（3口以上）（2025年4月1日現在）

ワーカーズ・コレクティブ Lavori（ラヴォリ）は 2017年1月に任意団体として設立し、生活協同組合「生活クラブ」の組合員を中心にくらしサポート事業の家事代行サービス（掃除、料理、片付け、買い物など）を行っています。なお、「生活クラブ」の組合員以外の方にも同様のサービスを提供しています。

### 家事サポートを通じた 地域課題の解決

現在は、核家族や高齢者世帯の増加により、地域から孤立した世帯も増加しています。したがって、家族内での家事分担（協同労働）が難しくなっています。そのような中、各家庭の家事をサポートすることにより、地域の課題を解決出来ないかと思い、任意団体として Lavori を設立し、家事代行を行う、くらしサポート事業を始めました。



### 労働者協同組合という 法人格の選択

任意団体の時代から「資金を出し合い」、「話し合って事業を営み」、「共に働く」という労働者協同組合の働き方に共感していました。労働者協同組合の設立を通じ、働く人たちの意見が反映できることにより、今の自分たちの働き方や組織運営の問題点を解決することができると思い、労働者協同組合の法人格取得に踏み切りました。

### 働く組合員の意見反映

Lavori の年代構成は多様であり、ダブルワークのメンバーが半数以上であるなど、自分にあわせた働き方が求められています。メンバーには、週1日2時間から週3日程度働く人が多いですが、お子さんの成長にあわせて収入を得たいというニーズもあります。そうしたメンバーそれぞれの意見を反映した運営が大事になります。そこで、メンバーとは月1回程度会議を設けて、メンバーの時給、勤務条件など、様々な案件について議論をしています。

### 今後の方向性

今の社会の働き方の課題に対して、自らの実践を通じ、社会にどんなことが提案できるだろうか、メンバーが日々意見交換をしながら考えています。今後も、くらしサポート事業の運営をしながら、何歳になっても働く人のライフステージに合わせて、人に必要とされる仕事に従事し、働き甲斐がある仕事をたくさん作っていきたいと考えています。



## 人材確保に向けた「経営戦略」

### 多様な働き方で採用・定着力アップ～不公平と感じない誰もが活躍できる仕組みとは～ ＼セミナーのアーカイブ配信開始／

11月に開催した多様な働き方推進セミナーのアーカイブ配信を開始しました。

セミナーでは、企業の女性活躍推進や働き方の見直し等のコンサルティングを行う専門家が講師となり、**育児・介護と仕事の両立支援**について、当事者が利用しやすい制度のポイント等に加え、当事者ではない方が不公平と感じないための工夫等も分かりやすく紹介しております。

また、県内企業の先行事例発表では、現場作業が欠かせないサービス業及び建設業の経営者等から、自社の事業内容に合わせた多様な働き方に向けた取組事例を紹介していただいている。

YouTubeでアーカイブ配信中ですので、下記URLからぜひご覧ください。

●アーカイブ配信URL(YouTube)：<https://youtu.be/nTDTYe4yN1s>

#### セミナー内容

##### 【前半】多様な両立支援を考える（60分）

- (1) 育児の両立支援と働き方に係る制度のポイント
- (2) 男性の育児両立支援の考え方と取組のポイント
- (3) 仕事と介護の両立支援と働き方に係る制度のポイント

##### 【後半】県内企業の先行事例発表（60分）

- ・株式会社ユトリ（サービス業）  
職場で支え合い多様な働き方の実現  
子育て支援制度・学びとキャリアアップ
- ・南生建設株式会社（建設業）  
建設業の働き方革命、女性活躍・DX推進の取組

##### 【講師】

寺西 知也氏（株式会社 wiwiw 常務執行役員  
コンサルティング部長 社会福祉士）

アーカイブ  
配信

申込  
不要

参加  
無料

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017

## 雇用保険の「教育訓練休暇給付金」が創設されました

令和7年10月から**雇用保険の一般被保険者**が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための**無給の休暇**を就業規則等に基づき取得した場合、一定の要件を満たすことで、休暇期間中に雇用保険の基本手当に相当する給付を受けることができる**教育訓練休暇給付金**が創設されました。

本給付金の利用に当たっては、事業主の皆様におかれましても、教育訓練休暇制度を就業規則または労働協約等に規定し、従業員への周知を行っていただくことや、教育訓練休暇開始時の賃金の支払状況や出勤状況等について、**賃金月額証明書**を作成し、管轄のハローワークへの届出等が必要となります。

注意事項もございますので、「教育訓練休暇給付金のご案内」（パンフレット）及び厚生労働省や鹿児島労働局のホームページをご確認ください。

- ① 詳細は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou\\_roudou/kouyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html)



厚生労働省HP

- ② 詳細は鹿児島労働局のウェブサイトをご確認ください。

※教育訓練休暇給付金については、ページの下の部分に記載しております。

[https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/kouyou\\_hoken.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kouyou_hoken.html)



鹿児島労働局HP

**2024年4月1日から  
自動車運転の業務、建設事業、医師、鹿児島県における砂糖製造業も  
上限規制が適用されています**

事業・業務	2024年4月1日から
建設事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。</li> <li>●災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓月100時間未満</li> <li>✓2~6か月平均80時間以内</li> </ul>           とする規制は適用されません。</li> </ul>
自動車運転の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。</li> <li>●時間外労働と休日労働の合計について、           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓月100時間未満</li> <li>✓2~6か月平均80時間以内</li> </ul>           とする規制は適用されません。</li> <li>●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。</li> </ul>
医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間となります。</li> <li>●時間外労働と休日労働の合計について、           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓2~6か月平均80時間以内</li> </ul>           とする規制は適用されません。</li> <li>●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。</li> <li>●医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。 ※医業に従事する医師の一般的な上限時間（休日労働含む）は年960時間/月100時間未満（例外的につき100時間未満の上限が適用されない場合があります）。 地域医療確保暫定特例水準（B・連携B水準）又は集中的技能向上水準（C水準）の対象の医師の上限時間（休日労働含む）は年1,860時間/月100時間未満（例外的につき100時間未満の上限が適用されない場合があります）。</li> </ul>
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	上限規制がすべて適用されます。

- 新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。  
なお、今回の法改正によって労働安全衛生法が改正され、新技術・新商品等の研究開発業務については、1週間当たり40時間を超えて労働した時間が月100時間を超えた労働者に対しては、医師の面接指導が罰則付きで義務付けられました。事業者は、面接指導を行った医師の意見を勘案し、必要があるときには就業場所の変更や職務内容の変更、有給休暇の付与などの措置を講じなければなりません。

**[問い合わせ先]**

鹿児島労働局労働基準部監督課

099-223-8277

労働基準監督署（労働時間相談・支援コーナー）

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| ● 鹿児島 099-214-9175 | ● 川内 0996-22-3225  |
| ● 鹿屋 0994-43-3385  | ● 加治木 0995-63-2035 |
| ● 名瀬 0997-52-0574  |                    |

鹿児島働き方改革推進支援センター

0120-380-436

# 中小企業者そのための鹿児島県の融資制度 経営改善支援資金

## ○ どんな資金？

経営改善を目的とした事業や支援機関等を利用しながら、経営改善や賃上げに取り組む中小企業者を支援する資金です。

## ○ 融資対象者 県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合

### 1 中小企業活性化協議会の助言又は指導を受けて作成した早期経営改善計画に基づいて経営改善を行うもの

※ 融資の申込みを行う年度の前年度以前に作成した早期経営改善計画の計画期間内であるものを含む。

### 2 よろず支援拠点による継続的な経営支援を受けながら経営改善を行うもの

※ 融資の申込みを行う年度中によろず支援拠点に相談し、さらに継続して経営支援を受けるものに限る。

### 3 国の事業再構築補助金に係る計画の採択を受けて経営改善を行うもの

### 4 労働局の業務改善助成金に係る計画の採択を受けて経営改善を行うもの

※ ③及び④については、融資の申込みを行う年度の前年度以前に交付決定を受けた申請に係る計画の事業実施期間内（事業再構築補助金については補助事業実施期間内）であるものを含む。

### 5 前年度と比較して、当年度の事業所内の最低賃金を3%以上引き上げたもの

## ○ 鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又はかごしま「働き方改革」推進企業は保証料が割安に！！

### 年0.03%～年1.48%（通常よりも0.1%引き下げ）

※ 適用を受けるには「鹿児島県SDGs登録制度の登録証の写し」、「公表しているパートナーシップ構築宣言の写し」又は「働き方改革推進企業の認定証の写し」が必要です。

## ○ 融資条件

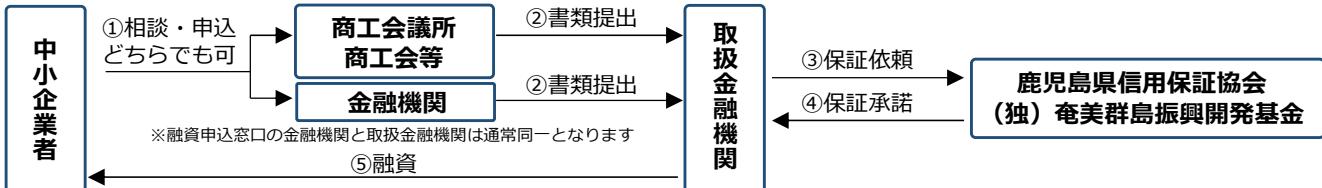
融資限度額	運転資金・設備資金 5,000万円
利率	1年以内 年1.75% / 1年超3年以内 年1.95% / 3年超5年以内 年2.05% ※金融情勢により変動することがあります。 5年超7年以内 年2.25% / 7年超10年以内 年2.35%
信用保証料 (県補助後)	年0.13%～年1.58% 〔鹿児島県SDGs登録事業者等 年0.03%～年1.48%〕
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置24月以内）／設備資金 10年以内（うち据置36月以内）
償還方法	毎月均等分割
取扱金融機関	鹿児島銀行／南日本銀行／鹿児島信用金庫／鹿児島相互信用金庫／奄美大島信用金庫／鹿児島興業信用組合／鹿児島県医師信用組合／奄美信用組合／福岡銀行／肥後銀行／宮崎銀行／西日本シティ銀行／熊本銀行／宮崎太陽銀行／商工中金（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）
必要書類	信用保証委託申込書／県民税及び市町村民税の納税証明書／中小企業制度資金融資申込書／早期経営改善計画策定支援事業の計画策定費用支払通知書の写し（融資対象者1の場合）／早期経営改善計画策定支援事業を利用して作成した計画書の計画期間が分かるページの写し（融資対象者1のうち、融資申込年度の前年度以前に計画を作成している場合）／経営改善支援資金（よろず支援拠点関連）融資対象該当届出書（県要領様式）（融資対象者2の場合）／事業再構築補助金の交付決定通知書の写し（融資対象者3の場合）／業務改善助成金の交付決定通知書の写し（融資対象者4の場合）／経営改善支援資金（賃上げ関連）融資対象該当届出書（県要領様式）（融資対象者5の場合）／鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し／パートナーシップ構築宣言企業は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し／かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し／その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類

※ 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

※ 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

## ○ 融資の流れ

～ご相談は最寄りの商工会議所・商工会等、金融機関へどうぞ～



※融資申込窓口の金融機関と取扱金融機関は通常同一となります

⑤融資



相談  
無料

# 外国人材の受入れに関する 企業向け相談窓口

外国人材の受入手続や在留資格等について、行政書士が面談又はオンラインで相談に  
対応します。（内容によっては、他の相談機関等をご案内することがあります。）

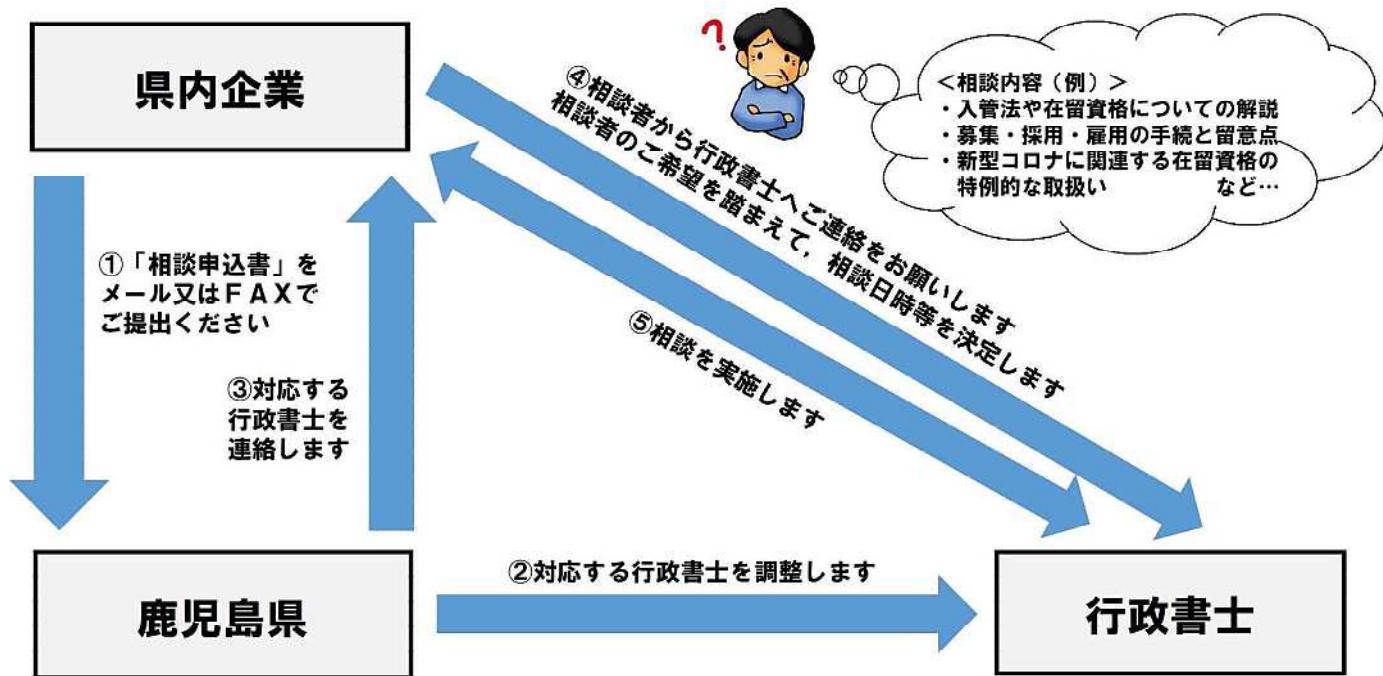
## 対象

外国人材を受け入れている、または受け入れを検討している  
県内に事業所を有する企業等

### 相談例

- ・入管法や、在留資格について教えてほしい。
- ・外国人を雇用したい。募集・採用・雇用まで、どのように進めればいいですか？
- ・高度外国人材を採用したい。留学生のインターンシップ実施について知りたい。

### ～相談の流れ～



※ この窓口では外国人材のあっせんや紹介は行っておりませんので、ご承知おきください。

### 相談予約方法

- 電子申請：右記二次元バーコードよりお申し込みください。 <https://shinsei.pref.kagoshima.jp/e20ChMTO>
- FAX：裏面の「相談申込書」をFAX（099-286-3599）に送信してください。
- メール：県ホームページから「相談申込書」をダウンロードし、下記メールアドレスに送信してください。  
メールアドレス：[g-ukeire@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:g-ukeire@pref.kagoshima.lg.jp)（メール件名は「外国人材相談窓口」）

### お問い合わせ

鹿児島県 商工労働水産部 外国人材政策推進課 TEL：099-286-3320



## 鹿児島県子育て支援ポータルサイト 「ゆりかごっこ」を開設しました



県では、妊娠・出産・子育て支援に関する情報をステージ別、目的別に検索できるポータルサイトを開設しました。

### ポータルサイトの主な特徴

- ✓ 子育て支援情報をステージ別・目的別に検索可能！
- ✓ 保育所・幼稚園・認定こども園などの施設情報を掲載
- ✓ 親子で楽しめるお出かけスポット情報も充実！
- ✓ シナリオ型チャットボットで簡単アクセス！

子育てに関する情報を簡単・便利に検索できる  
「ゆりかごっこ」をぜひご活用ください。

鹿児島県 ゆりかごっこ

検索

<https://kosodate.pref.kagoshima.jp/>

#### 【問合せ先】

鹿児島県保健福祉部  
子ども政策局子ども政策課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

☎ 099-286-2800 ☐ ks-suishin@pref.kagoshima.lg.jp





恋のキューピッド

かごしま出会い系サポートセンター

## かごしま出会い系サポートセンター会員募集

- 県では、結婚を希望する方の出会いを支援するため、「かごしま出会い系サポートセンター」を設置し、マッチングやイベントを通じて、新たな出会いの機会を提供しています。
- マッチング会員（有料）の登録やお相手検索は、自宅からスマホなどで簡単にでき、会費も2年間で1万円と利用しやすい金額です。
- また、センターなどが開催する婚活イベント情報がメールで届くイベントユーザー会員（無料）も募集しています。
- この機会に会員登録して出会いの一歩を踏み出してみませんか。

## マッチングサポーター募集

- センターでは、結婚を希望するお二人の出会いから交際までをフォロー・サポートするボランティア（マッチングサポーター）も募集しています。
- 詳しくは、センターホームページをご覧ください。

詳しくはこちら

## かごしま出会い系サポートセンター

所在地	鹿児島市金生町7番8号 フージャース鹿児島金生町ビル 5階
TEL	099-208-1150
HP	<a href="https://www.msc-kagoshima.jp/">https://www.msc-kagoshima.jp/</a>

鹿児島県

# 出会い系は あなたの一步から

ご自身のスマートフォンやパソコンで素敵な出会いを見つけませんか？

NEW /

自宅から  
登録・閲覧・申し込みが  
できるようになりました



会員登録の条件

- 結婚を誠実に希望し、自ら努力する20歳以上の独身男女
- 鹿児島県内および県外にお住まいの方
- インターネットの接続やメールが利用できるパソコン  
もしくはスマートフォンをお持ちで操作が可能な方





恋のキューピッド

かごしま出会い系サポートセンター

鹿児島市金生町7番8号フージャース鹿児島金生町ビル5階  
TEL 099-208-1150 FAX 099-208-4150  
[月～金]10:00～18:00 [土・日・祝]10:00～17:00  
※お盆・年末年始 休み

かごしま出会い系サポートセンターは、鹿児島県の少子化対策の一環として  
一般社団法人、鹿児島県認入会議会が運営する私を守って運営しています。

(一社)鹿児島県法人会連合会

# 「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」に登録しましょう！

## 女性活躍推進宣言企業とは

県女性活躍推進会議では、**女性が働きやすい職場づくり、環境整備、制度の導入、登用や採用目標などについて、それぞれの状況に応じた取組を宣言する企業を「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」として登録し、県のホームページや広報誌等を活用して、県民の皆様にPRすることにより、女性活躍推進に向けた取組を促進しています。**

宣言企業に登録して、**自社の取組を求職者等へアピールしましょう！**

### メリット 1

- ◆県のホームページや広報誌等に企業名等を掲載します！
- ◆ハローワークの求人票に登録企業である旨を記載できます！

#### 企業のイメージアップ！ 人材確保！



### メリット 2

- ◆県主催のセミナー等で、宣言する取組をPRします！
- ◆県主催のセミナー、講演会等の情報を提供します！



### メリット 3

- ◆登録企業限定の表彰制度があります！
  - ・県女性活躍推進優良企業知事表彰
  - ◆「かごしま『働き方改革』推進企業」の認定基準の1つです！
  - ◆県の工事の総合評価落札方式の加点項目の1つです！



登録費用無料

登録に伴う義務・報告なし

会社の規模に条件なし

## 対象

鹿児島県内に本社又は事業所がある、企業、事業所、法人、団体等です。

## 登録の流れ

- ①それぞれの状況に応じた女性の活躍に資する内容の取組を宣言
- ②鹿児島県男女共同参画室へ申請書を提出
- ③申請内容を確認した上で、宣言企業として登録

ご登録は  
こちらから



鹿児島県女性活躍推進宣言企業

検索



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



○応募・問い合わせ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県女性活躍推進会議事務局（鹿児島県男女共同参画局男女共同参画室）

TEL：099-286-2634 FAX：099-286-5541

E-mail : harmony@pref.kagoshima.lg.jp

# 職場でジェンダー平等や女性活躍を学ぶためのアドバイザーを派遣します！

性別にかかわりなく、誰もが働きやすく働きがいのある環境づくりを推進するため、企業や経済団体等にアドバイザーを派遣します！

## ★昨年度の反響

受講者の95%が講義内容に満足と回答しています！！

## ★受講者の声（アンケートより抜粋）

- ・ジェンダー平等を推進することで、企業側・従業員側の全てにおいて利益が発生し、よりよい生活や未来につながっていくのだと思った。
- ・大変分かりやすく、学びの多い研修でした。

### 派遣期間・募集数

- ・令和8年3月まで
- ・22団体程度  
(定数に達し次第、受付終了)

まだ枠に  
余裕があります！

### 派遣費用

アドバイザー謝金・旅費無料

職場での研修にぜひ御活用ください！！

### 派遣先

#### 県内の企業または経済団体等

※企業…原則県内に本社を置く企業

※団体…鹿児島県内の経済団体、業界団体等の研修会及び定例会

### アドバイザー紹介

#### 渥美 由喜さん

- ・ダイバーシティ&WLBコンサルタント
- ・内閣府地域働き方改革推進会議委員

日本で最も早くワークライフバランスに着目した、第一人者。豊富な事例を示しアドバイスを実施します。

#### 高崎 恵さん

- ・ワークショップデザイナー
- ・多様性トレーナー

誰もが働きやすい職場づくりに向けてジェンダー平等や多様性への理解を深めるワークショップを実施します。

#### たもつ ゆかりさん

- ・オフィスピュア代表
- ・男女共同参画政策アドバイザー

個人の幸福を高め企業の持続的成長を促すダイバーシティ、その鍵を握る職場におけるジェンダー平等推進についての理解促進を図る研修を実施します。

#### 吉永 亜矢さん

- ・特定社会保険労務士
- ・社会保険労務士法人A&Sパートナーズ代表

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や就業規則等の見直しなど具体的な取組を支援します。

### メニュー例

#### ①社内の意識改革研修

女性活躍推進に向けた職場の意識改革のための取組や女性特有の健康課題に関する理解促進に向けた企業の取組を支援。

#### ②男性の育児・介護休業取得のための支援

人事担当者等向けの法改正への対応や各種助成金の説明、従業員向けの制度や休業中の経済的支援についての研修を行い、取得促進を支援します。

#### ③女性活躍推進法に基づく

#### 一般事業主行動計画の策定支援

企業のヒアリングや課題の分析を行うとともに、目標設定や取組の提案を行い、企業の状況に合った行動計画策定を支援します。

#### ④制度改善業務の支援

多様な人材が活躍できる職場環境づくりに向けた就業規則や働き方の見直しの取組を支援します。

### 申込

下記フォームまたはQRコードからお申し込み可能です

<https://ws.formzu.net/fgen/S17963192/>



### お問い合わせ

運営事務局 MBCサンステージ

TEL 099-255-6144 FAX 099-286-1161

鹿児島県男女共同参画室

TEL 099-286-2634 FAX 099-286-5541

★詳細は県のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/genderequalityr6.html>

# 「がん検診」受けていますか？ 社員の皆さんへ案内していますか？

## ■ 誰にでもがんになる可能性があります

死因の第1位であるがんは、より良い生活習慣の実践によって罹患リスクを減らすことはできますが、健康な人でもがんになることがあります。

## ■ がん検診は「健康なときから」「定期的に」

ほとんどのがんは、早期発見・早期治療であるほど、身体的・経済的・時間的な負担が軽くなります。

〈県内の市町村が実施するがん検診〉

検診の種類	対象年齢	受診間隔
胃がん検診	40歳以上	1年に1回
肺がん検診	40歳以上	1年に1回
大腸がん検診	40歳以上	1年に1回
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	1年に1回
乳がん検診	40歳以上の女性	2年に1回



※自覚症状があるときは、検診を待たずに医療機関へ行きましょう

### 社員の方へ

#### 職場でがん検診がないとき

- 市町村が実施するがん検診を受けられます！案内がなくても受診できる場合があります。
- ほとんどの市町村で、費用の一部を公費補助しています。
- 詳細はお住まいの市町村へお問い合わせください。

#### 「要精密検査」となったら……

- 必ず精密検査を受けましょう！
- 要精密検査だからといって、必ずしもがんであるというわけではありませんが、がんだった場合、診断が遅れてがんが進行してしまいます。

### 経営者・健康管理担当者の方へ

#### 市町村のがん検診を案内しましょう

- 職場でがん検診の実施が難しいときは、市町村のがん検診を案内してください。
- 案内は、社員にだけではなく、社員の家族（扶養者）にも行いましょう。
- 市町村のがん検診を受ける場合、会社による費用負担はありません。

#### 会社のがん対策サポートサイト

- 厚生労働省は、会社のがん対策に関するサポートサイトを公開しています。
- 「がん対策企業アクション」で検索ください。

【問合せ先】

県健康増進課 がん対策係 ☎099-286-2721

# 難病患者就労支援セミナー

(支援者向け)

- ◆ 日時：令和8年2月10日(火) 14:00～17:00  
(受付 13:30～)

- ◆ 場所：ハートピアかごしま 2階 大会議室  
(鹿児島市小野1丁目1-1)

- ◆ 内容

1 講話 「難病のある方の就労支援  
～炎症性腸疾患について～」

講師 鹿児島厚生連病院 消化器内科 医長  
鯨島 洋一 先生

2 関係機関からの情報提供

- ・難病相談・支援センター
- ・ハローワークかごしま 難病患者就職サポーター
- ・鹿児島産業保健総合支援センター

3 グループワーク(意見交換等)

難病患者さんを始め、誰もが安心して働くことができる環境について、いろいろな人・関係機関とつながり、一緒に考えてみませんか？

- ・治療をしながら働くとは？
- ・実際にどのような悩みがある？
- ・どのような配慮があれば働きやすい？
- ・どこに相談ができる？

- ◆ 対象

難病患者の雇用に関する企業、福祉サービス事業所

難病患者支援を行う医療機関、障害者就業・生活支援センター、行政職員 など

[申込方法] 申込フォームからお申し込みください。(下記 URL または二次元コードから↓)

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=xSadphK6>



[受付期間] 令和8年1月30日(金)まで。

[問い合わせ先]

鹿児島県難病相談・支援センター 相談課 (ハートピアかごしま 3階)

電話 099-218-3133 (但し 火曜・祝日を除く 9:00～16:00)



\*できるだけ公共交通機関を  
御利用ください。  
(車で来られる場合は、  
正面駐車場ではなく、  
裏のグラウンドへの駐車に  
御協力をお願いいたします。)

## 労働組合の方、労働者（個人）の方、使用者の方へ！

「労働委員会」が、労働に関する紛争・トラブルの解決をお手伝いします。

「労働委員会」は、公益委員（弁護士、大学教授等）、労働者委員（労働組合役員）、使用者委員（会社経営者等）の三者で構成する公正・中立な行政機関です。

### 1 労働組合と使用者との間に紛争が発生した場合、次の制度を利用できます。（無料）

#### ○ 労働争議の調整（集団的労働関係紛争）

集団的労働関係紛争を調整する方法として、あっせん、調停、仲裁の3種類があり、あっせんが最も多く利用されています。あっせんは、労働組合、使用者のどちらでも申請できます。

【例】（労働組合）・会社と賃金の改定交渉を行っているが、妥結する見込みがないなど  
（使用者）・労働組合が労働協約の見直しに応じないなど

#### ○ 不当労働行為の審査（救済申立て）

使用者が労働組合法第7条各号に該当する禁止行為に違反したと思われる場合に、労働者又は労働組合は、救済を申し立てることができます。

【例】・労働組合を結成しようとしたら、解雇された  
・正当な理由なく団体交渉を拒否されたなど

### 2 個々の労働者と使用者との間にトラブルが発生した場合、次の制度を利用できます。（無料）

#### 職場のトラブルで悩んでいませんか？

あなたの労働に関するトラブルの解決方法について、知識や経験が豊富な県労働委員会委員【公益委員（弁護士、大学教授等）、労働者委員（労働組合役員）、使用者委員（会社経営者等）】が相談に応じます。

#### ○ 個別労働関係紛争のあっせん

個々の労働者と使用者との間に労働に関するトラブルが発生し、当事者間で解決を図ることが困難な場合に、その解決のお手伝いをします。労働者、使用者のどちらでも申請できます。

【例】（労働者）・突然解雇されたが、納得できない

・雇用された時に示された労働条件が実際と違うなど

（使用者）・やむを得ず配置転換命令を出したが、理由なく拒否されたなど

労働者、使用者のどちらでも相談できます。（無料）

#### ○ 日 時

・毎月第4火曜日（原則）

※お待たせしないために、  
予約をお勧めします。

・午後2時30分～午後5時（受付：午後4時30分まで）

#### ○ 場 所

・県庁15階 労働委員会（鹿児島市鴨池新町10-1）※電話でも相談できます。

【例】（労働者）・突然解雇されたが、納得できない

・事前に説明もなく賃金を引き下げられたなど

（使用者）・やむを得ず配置転換命令を出したが、理由なく拒否されたなど

#### 【問合せ先】鹿児島県労働委員会（県庁15階）

□099-286-3953（労働争議の調整、不当労働行為の審査に関すること）

□099-286-3943（個別労働関係紛争のあっせんに関すること）

□099-286-3943（県労働委員会委員による相談会に関すること）

ホームページ

鹿児島県労働委員会

で検索